

2024年6月17日

国土交通大臣

斎藤 鉄夫様

全日本自治団体労働組合  
中央執行委員長 石上 千博



## 2025年度政府予算編成に関する要請書

日ごろから、国土交通行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。2025年度の予算編成および課題解決にむけて予算の策定がはかられますよう、以下の通り要請いたします。

### 【水道行政の移管】

1. 水道行政について、国土交通省に大部分を移管し、水道整備・管理の全般は国土交通省が担い、うち水道水質基準の策定等は環境省の所管とされたことから、引き続き、水道事業・下水道事業が安定した事業推進を行えるよう、必要な予算確保を行うこと。

### 【ウォーターPPP】

1. 「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン」の改定が行われたが、コンセッション導入後の検証を行い、今後課題が生じた場合には、速やかに精査・共有化し、導入の検討を進めている事業管理者に認識をさせることから、有効なモニタリングを行うための職員体制づくりや技術力の確保を促すこと。また、災害時対応における責任の明確化や早期復旧にむけた取り組み手法等、住民が安全・安心できる対応策を講じること。
2. 「PPP／PFI推進アクションプラン（令和5年改訂版）」にてウォーターPPPが推進されたが、導入にあたっては各自治体の判断によるものとすること。また、導入後の運用について、ガイドライン等を策定するとともに必要な人員配置や技術力の向上などにむけた支援を行うこと。

### 【下水道行政】

1. 次年度の予算編成に際しては、特徴的事項を明確にし、下水道（汚水処理）サービスを想定して、予想される効果などを具体に提示すること。また、地

域の課題や実情に応じた対応が可能になるようにすること。

2. 下水道事業は、広域的な流域や水域の保全など公的受益をもたらすものであることから、国庫補助を前提に建設・改築更新してきた経緯を踏まえて、現在の補助率の維持ができるよう関係省庁との調整を継続すること。また、広域化・共同化を進めるにあたり、引き続き実例等の情報発信に努めるとともに、地域ニーズに応じた必要な財政措置について拡充ができるよう、省庁間での連携を行うこと。
3. 下水道事業職場における事業に精通した職員等の育成・配置について、極めて少人数で下水道事業を行っている自治体等では、技術の継承が容易でないことから、広域的な取り組みにより人材育成が可能となるよう引き続き支援すること。
4. DX・ICTの活用を推進するにあたっては、中小事業体がより計画的・効率的な改築・維持管理を推進するためのマネジメントサイクルを容易に確立できるよう、ガイドラインの精査をするとともに、財政的・技術的な支援を行うこと。また、下水道分野の業務の効率化を目的として、共通プラットフォームやアセットマネジメント導入などのDX化が進みつつある。技術職確保のためにも、DX・ICT活用の目的は業務の省力化であることを明らかにするとともに、各自治体に対し、人員の削減につなげることのないよう周知徹底すること。
5. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた下水道の課題を解消していくため、『グリーンイノベーション下水道』の実現にむけた様々な施策が行われていくが、これらの施策を検証し下水道事業の運営に対する影響について適宜公表すること。

#### 【大規模自然災害の対策強化】

1. 地震をはじめ、近年の台風や集中豪雨による甚大な災害に対し、被災地の情報の収集および提供を継続するとともに、的確な支援をすること。引き続き各自治体に対し、災害対応マニュアルやBCPなどが実践的なものとなるよう、この間の事例を踏まえつつ、訓練によるブラッシュアップの必要性を周知し、各省庁における横断的な課題が生じた際には支援を行うこと。  
また、広域・流域下水道でのBCP策定や訓練の実施について実例の発信や技術支援等を行うこと。

2. 災害により甚大な被害が発生した場合には、被災施設の復旧状況を見極め、予算措置や人員確保について、完全復旧まで支援を継続すること。  
また、復興支援に関して、支援をする自治体にも災害対応を経験する場となるため、長期的な派遣ができるような体制並びに予算の確保を推奨すること。
3. 災害復旧事業について、被災地域の早期復興にむけた調査並びに手続きの一層の簡素化をはかるとともに、早期復興がスムーズに進捗することができるよう、適切な対応策を講じること。また、支援事業者との協力体制の構築をはかること。
4. 近年の豪雨災害等を踏まえ、下水道管理者による内水氾濫防止と河川管理者による河川氾濫防止のため、より緻密な関係間連携の強化を図れるよう技術的な支援等を行うこと。

#### 【災害復興支援】

1. 被災地域の復興について、当該自治体の要望・意見を十分に聞き地域の特性やニーズを踏まえた支援方策を引き続き検討すること。また、人材不足や資材不足が復興の弊害とならないよう状況を注視し、円滑な施工が確保されるよう適切な対応に努めること。
2. 能登半島地震の復旧事業について、被災地域の早期復興にむけ手続きの一層の簡素化をはかるとともに、早期復興がスムーズに進捗することができるよう、適切な対応策を講じること。
3. 東日本大震災において、大幅な人口減少や下水処理区域の縮小による使用料収益の大幅減少により、将来の事業見通しが立てられないでいる各自治体および事業体に対し、持続的な事業運営ができるようより一層の支援を行うこと。